

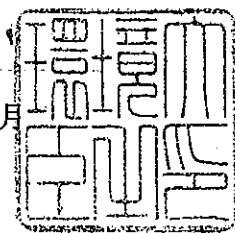
諮 問 第 309 号

環水大発第 110720001 号

平成 23 年 7 月 20 日

中央環境審議会会長 殿

環 境 大 臣
江 田 五 月



瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生の在り方について (諮問)

環境基本法(平成 5 年法律第 91 号) 第 41 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生の在り方について、貴審議会の意見を求める。

〔 諮問理由 〕

瀬戸内海においては、環境保全を推進するため、瀬戸内海環境保全特別措置法や同法に基づく基本計画等に沿って、各種施策を実施しているところである。その結果、近年、水質については一定の改善が見られ、大規模な埋立等は減少傾向にある。しかしながら、古来より多島美や白砂青松と呼ばれている世界に誇るべき景観や、生物の生息・水質浄化・親水などの多様な機能を有する藻場・干潟等が、過疎化・高齢化といった社会構造の変化や人と海との関係性の希薄化等の要因もあって改善がはかばかしくないことに加え、生物多様性の低下、漁獲量の低下等の観点から水質改善中心の環境保全の在り方が問われている。

また、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく瀬戸内海環境保全基本計画の前回策定から10年以上が過ぎ、この間に、海洋基本法（平成19年4月）において海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和、海洋の総合的管理などの基本理念が、生物多様性基本法（平成20年6月）において生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本原則等が、それぞれ示された。瀬戸内海においても、海洋環境の保全に関する新たな理念や体制の整備に加え、生物多様性と生物生産性の向上等の新たな課題への対応も必要となってきた。

今回の諮問は、このような背景、課題を踏まえ、瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。



中環審第614号
平成23年7月20日

瀬戸内海部会

部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会

会長 鈴木 基



瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と
環境保全・再生の在り方について（付議）

平成23年7月20日付け諮問第309号、環水大水発第110720001号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、瀬戸内海部会に付議する。